

1. 件名：東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所第7号機に係る
使用前事業者検査の実施方針に関する面談

2. 日時：令和2年8月24日 13時30分～14時00分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部 検査グループ 専門検査部門
高須統括監視指導官、上田上席原子力専門検査官
中田上席原子力専門検査官、平井上席原子力専門検査官、
滝吉企画調査官、平川主任原子力専門検査官、柏木検査技術専門職
東京電力ホールディングス(株)
原子力設備管理部設備技術グループ グループマネージャー 他9名

5. 要旨

東京電力ホールディングス(株)から、柏崎刈羽原子力発電所第7号機に係る使用前事業者検査の工程について、資料に基づき以下の説明を受けた。

- ・令和2年10月～令和3年2月に月90件前後の検査を計画している。
- ・補足として工事情報（既存設備、新規設備）、安全重要度、機器クラス、検査場所及び方法を記載した。
- ・プラント安全管理上の理由により使用前事業者検査の予定を変更することができない検査として、低圧代替注水系、無停電電源装置、電力貯蔵装置常設蓄電池に係るものがある。
- ・その他の使用前事業者検査については1週間程度の工程調整は可能である。

○原子力規制庁は、東京電力ホールディングス(株)からの説明に対し、以下を伝えた。

- ・今回提示された工程には、使用前事業者に対する原子力規制庁のチーム検査に要する期間が考慮されておらず、資料の使用前事業者検査予定表の工程を実現するのは困難であることを認識すること。
- ・検査を実施するに当たり、検査の準備期間も確保するなど、検査の工程調整に必要な期間を十分確保すること。

6. その他

資料：柏崎刈羽原子力発電所 使用前事業者検査予定表（7号機）